

ブロック塀等除却工事費に 最大 10 万円補助を実施します



ブロック塀等の倒壊等による被害の防止を目的として、ブロック塀等除却工事に対して、一団の土地当たり 10 万円（限度額）補助を実施します。詳しくは、市都市計画課へお問い合わせください。

◇申請受付

令和 7 年 12 月 5 日（金）まで

※申請額の合計が補助金の予算額に達した時点で終了します。

※除却工事は 2 月末までに完了してください。

補助例：ブロック塀延長 19 m の場合

19 m × 1 万円 = 19 万円

19 万円 × 1 / 2 = 9.5 万円

除却工事費 20 万円 × 1 / 2 = 10 万円

9.5 万円 < 10 万円

補助額合計 9.5 万円

◇補助対象経費

ブロック塀等除却工事費（ブロック塀等の解体、廃材の運搬及び処分に要する費用）

◇補助限度額

上限 10 万円（ブロック塀等の延長 1 m 当たり 1 万円を乗じて得た額の 2 分の 1 又は撤去に要する費用の 2 分の 1 の少ない方の額）

◇ブロック塀等除却工事費補助事業の補助を受けるための主な条件

① 道路境界線沿にあるコンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀（万代塀及び門柱を除く。）で、道路面からの高さが 1 m 以上のものを撤去する工事。

※ブロック塀が残る場合は、1 段以下にすること。

② 点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたブロック塀等であること。

③ 補助金の交付は、一団の土地につき 1 回限りとする。

◇申し込みから補助金交付までの流れ

① 除却工事の見積もり



② 補助金の申請



③ 工事着手



④ 工事完了



⑤ 補助金の交付

※必ず交付決定後に着手すること。

※2 月末までに完了してください。

◇補助金交付申請に必要な書類（①②⑤⑦の様式は、市都市計画課 HP にあります。）

① 知多市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（第 1 号様式）

② ブロック塀等の配置図、立面図（位置、延長、高さがわかるもの）

③ 写真 2 面以上

④ 除却費の見積書の写し

⑤ 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書又は納税状況確認同意書

⑥ 案内図

⑦ 倒壊の危険性があることを確認できるもの（ブロック塀等の点検のチェックポイント）

⑧ その他、市長が必要と認める書類

（問い合わせ先 知多市都市計画課 電話 0562-36-2669（直通））

木造住宅耐震改修費等補助のご案内

申請者

ブロック塀等除却補助

都市計画課

ブロック塀等の高さ1 m以上の有無の確認

高さ1.0m
以上

高さ1.0m
未満

補助対象外

除却工事費の
見積もり



提出

補助金交付申請書
作成

補助金交付申請書
受付

※判断に迷われる場合は、
事前に市都市計画課へご相談ください。

補助金の申請は12月5日まで、
工事は2月末までに完了して下さい。



工事契約は決定通知後に

工事契約

決定通知書送付

補助金交付決定

工事着手

工事完了

実績報告書作成

工事完了後30日以内に提出

実績報告書受付

確定通知書送付

補助金確定

請求書

提出

補助金支払い

補助金

補助金は上限10万円